

山梨市住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステム設置費補助金交付要綱

令和8年3月3日

告示第4号

山梨市自然エネルギー及び省エネルギーシステム設置費補助金交付要綱（平成29年3月23日告示第42号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、市民の自然エネルギー活用及び省エネルギー対策を積極的に支援することにより、市民生活における温室効果ガスの削減を図り、持続可能なまちづくりを推進するため、住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステムの設置者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関して山梨市補助金等交付規則（平成17年山梨市規則第43号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、自然エネシステム等とは、別表に掲げる区分ごとに同表に掲げる要件を満たしている住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステムをいう。

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる区分ごとに同表に掲げる経費とし、同一区分の自然エネシステム等は1世帯につき1台限りとする。

（補助の対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の住宅に自然エネシステム等を設置し自ら居住する者
- (2) 第10条の規定による実績報告を行った日において、本市の住民基本台帳に登録されている者
- (3) 市税等の未納がない者
- (4) 住宅ローン減税の適用を受ける予定の者は、全体契約金額のうちローン金額を除いた部分が自然エネシステム等の契約額を超えていること。
- (5) 自然エネシステム等を設置する住宅を所有していない者は、様式第2号により当該住宅所有者から事前に承諾を受けていること。
- (6) 第6条の規定による申請を行う日（以下「申請日」という。）が属する年度の2月末日

までに第10条に規定する実績報告書の提出が可能であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に10分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山梨市住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステム設置費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 自然エネシステム等の機種名及び性能が分かる書類（カタログ等の写し・蓄電池システムの場合は、太陽光発電パネル又はパワーコンディショナーの最大出力のいずれか小さい方の値が分かる書類）
- (2) 自然エネシステム等の設置に係る金額（内訳、税額等を含む）及び設置業者が分かる見積書、工事請負契約書又は売買契約書等の写し
- (3) 自然エネシステム等の設置予定場所が分かる案内図
- (4) 代理人、申請者確認事項について（様式第2号）
- (5) 市税等に未納がないことを証する書類（申請日が属する年度の前年度の1月1日に申請者の居住する市区町村が山梨市外であった場合にのみ提出。）
- (6) その他、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、山梨市住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステム設置費補助金交付・不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(設置工事の着手)

第8条 申請者は、交付決定日より前に、自然エネシステム等に係る設置工事に着手してはならない。

(補助金の変更承認申請等)

第9条 第7条の規定による交付決定通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する内容の変更をしようとするときは、山梨市住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステム設置費補助金変更承認申請書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の額の変更
- (2) 自然エネシステム等の仕様等の変更

(3) 設置場所の変更

(4) 自然エネシステム等の設置計画の中止又は取り下げ

2 市長は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、山梨市自然エネルギー及び省エネルギーシステム設置費補助金変更承認・不承認通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、自然エネシステム等の設置完了の日から30日以内又は交付決定日が属する年度の2月末日のどちらか早い日までに、山梨市住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステム設置費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 交付決定者の住民票の写し

(2) 自然エネシステム等の設置工事完了日が確認できる書類の写し

(3) 自然エネシステム等の設置費に係る領収書の写し（明細内訳等で自然エネシステム等設置費の金額等がわかるもの）

(4) 自然エネシステム等の設置状況がわかる写真

（補助金額の確定）

第11条 市長は、補助金の額を確定したときは、山梨市住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステム設置費補助金交付額確定通知（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第12条 交付決定者は、前条の規定による額の確定通知を受けたときは、遅滞なく山梨市住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステム設置費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

1 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し又は返還）

第13条 市長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたと認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、山梨市住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステム設置費補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに

係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、山梨市住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステム設置費補助金返還命令書（兼財産処分承認通知書）（様式第10号）により、その返還を命ずるものとする。

（維持管理）

第14条 交付決定者は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から最低5年間は継続して自然エネルギーシステム等を維持管理するものとする。

（財産処分の制限）

第15条 交付決定者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産等」という。）を、市長が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 交付決定者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第11号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したときから財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を、第13条第3項に定める通知書により返還させるものとする。

（補助要件）

第16条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じてデータの提供の協力を求めることができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第2条、第3条関係）

1 交付対象設備の区分	2 交付対象となる設備の要件
住宅用 地中熱利用システム	1 地中熱（地下水熱を含む）を熱源として、その熱をヒートポンプでくみあげることにより、空調又は給湯等に利用するシステム 2 エネルギー消費効率（COP）が、3.0 以上であること 3 当該年度に購入及び設置するもの 4 未使用品であること ＊ 対象経費：採熱井掘削・採熱パイプ・ヒートポンプ・循環ポンプ・バッファタン・設置工事
住宅用 太陽熱利用システム	1 平板又は真空ガラス管形状の集熱器、蓄熱槽、不凍液等の熱媒、熱媒循環ポンプ等の機器で構成され、給湯、冷暖房等に利用するソーラーシステム又は、太陽熱高度利用システム 注）集熱器と蓄熱槽が一体化された自然循環型の太陽熱温水器は対象とならない。 2 当該年度に購入及び設置するもの 3 未使用品であること ＊ 対象経費：集熱器・架台・蓄熱槽・貯湯ユニット・設置工事
住宅用 燃料電池コージェネレーションシステム （エネファーム）	1 ガスから水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電を行い、発電時に発生する廃熱を給湯、暖房等に利用するシステム 2 定格運転時において 0.5 から 1.5 キロワットまでの発電能力があること 3 当該年度に購入及び設置するもの 4 未使用品であること ＊ 対象経費：燃料電池ユニット・貯湯ユニット・設置工事
住宅用蓄電池システム	1 太陽光発電システム（10 キロワット未満）を設置し、同システムが発電する電力を蓄放電できる定置用リチウムイオン蓄電池であること 2 当該年度に購入及び設置するもの 3 未使用品であること ＊ 対象経費：リチウムイオン蓄電池・設置工事